

## アクティビティノート <第 326 号>

2024年3月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
  - 1-1 2024年3月度相談受付件数 ……p.2
  - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～7
2. ちょっと注目 『「契約」について考えてみませんか』 ……p.8～9
3. コラム 『うるしと漆器』 ……p.10～11

### TOPICS



#### 「契約」について考えてみませんか

2024年2月に公開された消費者庁による消費者生活意識調査により、商品やサービスを購入する際の「契約」についての意識や実態が報告されています。毎日さまざまな方法で購入をしているのでは。消費者と事業者の「契約」について、改めて考えてみませんか。



#### うるしと漆器

漆工芸は日本を代表する伝統工芸技術の一つです。経済産業省が指定した伝統的工芸品の漆器の分野において、石川県には県として最多となる3種の「輪島塗」、「金沢漆器」、「山中漆器」が指定されています。今月は、うるしと漆器についてまとめました。

## 1. 相談業務

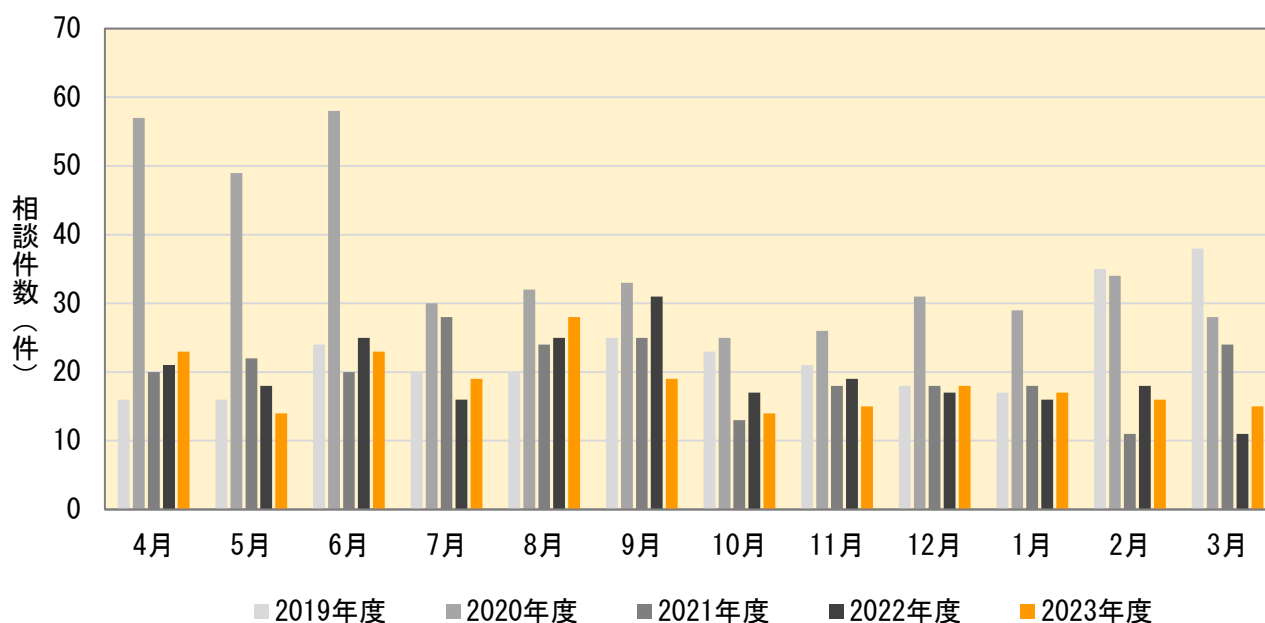
### 1. 1 相談受付件数

2024年3月度相談受付件数 (2/28~3/27 実働:20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	2	1	0	9	0	12	80%
消費生活C・ 行政	1	0	0	2	0	3	20%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	0	0	0	0%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	3	1	0	11	0	15	
構成比	20%	7%	0%	73%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2019~2023年度)

## 1. 2 受付相談事例および内容の紹介

### ※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

### ◆事故クレーム関連相談

- ◆ <洗濯用液体石けんを使用して体調不良> 「洗濯用液体石けんを初めて使用したところ、喉の痛みがあった。洗濯したタオルで体を拭いたところ、かゆみが出て受診した。メーカーには状況を伝え、今後の対応について回答待ちである」との相談を消費者から受けている。メーカーに対して、損害賠償請求も消費者は考えているようである。製造物責任法の観点から何か良いアドバイスを消費者にできないか。〈消費生活C〉

⇒製造物責任法は、製造物の欠陥(設計上、製造上、指示・警告上)によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合において、製造業者等の損害賠償責任について定めた民事上の法律です。この法律に基づいてメーカーからの損害賠償を受けるには、消費者が、製造物に欠陥が存在していたこと、損害が発生したこと、損害が製造物の欠陥により生じたこと、の事実を明らかにすることが原則となります。まずは、メーカーからの回答を待つように伝えてはいかがでしょうか。

- ◆ <隣家の外壁の改築で体調不良> 数か月前に隣の家で外壁を塗り替えるなどの改築が行われた。その後、手に火ぶくれ、全身の震え、呼吸困難等の体調不良が生じるようになった。受診し点滴治療をすると症状は一旦治まるが、繰り返している。体調不良の原因を特定するため、改築を行った外壁を調べてほしい。化学製品PL相談センターは市役所から紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは、調査・分析などは実施しておりません。お伝えいただいた体調不良と改築を行った外壁との因果関係についても当センターではわかりかねます。体調不良の原因については、通院されている医療機関の医師に相談をされてはいかがでしょうか。

- ◆ <清掃業者が使用した消臭スプレーで体調不良> 5日前に清掃業者にハウスクリーニングを依頼し、最後に消臭スプレーを使用した。2日前から消臭スプレーを使用した部屋の臭いが酷く、皮膚にかゆみや咳き込みなどの体調不良となっている。使用した消臭スプレーについて、清掃業者に確認したところ、「柿渋エキスとミネラルイオンを使っているが、これまで臭いに関して相談は受けたことはない」と言われた。皮膚科では、かゆみなどとの関係はわからないといわれ、内科にもこれから相談しようと思う。消臭スプレーの成分の柿渋エキスなどでこれまで相談はないか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒柿渋エキスにはポリフェノール成分が含まれています。当センターには柿渋エキスとミネラルイオンを含む消臭スプレーで体調不良に関連する相談はこれまでありません。体調不良については医療機関に相談されることをお勧めします。

#### ◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ <購入した女性用下着の化学臭の成分について> インターネット販売で海外メーカー〇〇の女性用下着を購入し、使用前に洗濯したところ、化学臭が強い。一緒に洗濯した他の衣類にも臭いが移った。臭いは厚みのある部分からしていると思う。〇〇からは何度も購入しており、今までこのようなことはなかった。輸入販売元に臭いの成分を問い合わせたが、「他の製品に臭いの申し出もなく、成分もわからない」とのことであった。過去にも新しい化学繊維の衣類が臭うことあったが、徐々に弱くなり気にならなくなった。今回は臭いが弱くならず成分を特定したい。消費生活センターに相談したところ、分析してくれる機関はあるが有料となると言われ、化学製品 PL 相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは、製品の分析や調査は行っておりません。また、厚みのある部分から臭いをするとのことですが、個別の製品の素材などに関する詳細情報も持ち合わせておりません。輸入販売元に購入した衣類の臭いを確認するように交渉をされてはいかがでしょうか。

#### ◆ 一般相談

- ◆ <以前購入した灯油で暖房機器を使用して喉の痛み> 「先月購入した灯油をストーブとファンヒーターで使用したところ毎回、喉が痛くなった。その灯油はほとんど使用済みである。新たに購入した灯油を使用すると喉の痛みは発症しない。なぜ前の灯油で喉が痛くなったのか原因を知りたいので調べてほしい」と先月購入した残りの灯油をペットボトルに入れて、消費者が来訪している。中味を確認したところ色は無色透明である。灯油に関連した業界団体に問い合わせたが、わからないとの回答であった。化学製品 PL 相談センターでわかるか。〈消費生活 C〉

⇒当センターでは、製品の分析などは実施しておらず、お伺いした内容での喉の痛みの原因もわかりかねます。灯油の変質・不良に関する情報として、国民生活センター「不良灯油による石油暖房機器の故障や異常に注意 (kokusen. go. jp)」やNITE「石油ストーブ「10. 変質灯油で異常燃焼のおそれ」 | 製品安全 | 製品評価技術基盤機構 (nite. go. jp)」で情報発信がされています。これらを参考にされてはいかがでしょうか。

- ◆ <海外製メガネの材質表示について> 消費者から「海外製メガネの材質表示にDEHP、ニッケルとあった。大丈夫なのか教えてほしい」と相談されている。どうなのか。〈消費生活 C〉

⇒使われている素材には、ジエチルヘキシルフタレートと金属のニッケルが含まれていることとなります。メガネ用の材料として問題が有るものではありませんが、製品についてはメーカーへ確認することが必要です。メガネのフレームなどに使われる樹脂製品に可塑剤が使われます。国内でもDEHPは食品や子ども用玩具など口に入れる製品への使用については制限があります ([https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/101111-1\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/101111-1_1.pdf))。また、ニッケルについては人によってアレルギーを示す場合がある成分となります。それぞれの用途ごとに法律による規格基準の他に業界が定めた自主規格により、安全性が確保されています。

([https://www.vec.gr.jp/enzen/enzen2\\_4.html](https://www.vec.gr.jp/enzen/enzen2_4.html))

- ◆ <安定型次亜塩素酸ナトリウムの除菌効果について> ノロウイルスなどの感染性胃腸炎の感染防止に除菌ができる安定型次亜塩素酸ナトリウムの購入を検討している。一般的な次亜塩素酸ナトリウムと同等の除菌効果が期待できるものか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒安定型次亜塩素酸ナトリウムというのは、化学的に定義された名称ではなく、個別の製品に対して付けられた名称です。製品の内容や特性に関して、当センターは何ら情報を持ち合わせておりません。メーカーに確認をされてはいかがでしょうか。感染性胃腸炎（特にノロウイルス）について一般の方向けの情報としては、厚生労働省の「ノロウイルスに関する Q&A」

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html))、国立感染症研究所感染症情報センターが出している「ノロウイルス感染症とその対策・予防（家庭等一般の方々）」

(<http://idsc.nih.gov/jp/disease/norovirus/taio-a.html>) には感染の予防方法が紹介されています。また、家庭内で感染性胃腸炎が発生した場合に感染を広げないためいずれも、次亜塩素酸ナトリウムを使用した消毒方法を紹介しています。これらを参考にされてはいかがでしょうか。

- ◆ <ごみ焼却場周辺の安全性について> 子供を通わせようと考えている幼稚園の近くにごみ焼却場がある。焼却時に有害な物質が出るのではないかと心配である。大丈夫か。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒ごみ焼却場については、有害な物質が出ないように「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による厳しい基準に基づき、各自治体で焼却施設が設置されています。詳しくは、所在地または焼却施設のある自治体の担当課にお尋ねになられてはいかがでしょうか。

- ◆ <隣家から漂ってくる化学物質の影響で体調不良> 隣家から漂ってくる化学物質の影響で目に「ものもらい」ができるなどの体調不良になり健康被害を生じていると思う。使用されている製品が洗剤なのか殺虫剤なのか、どのようなカテゴリーの製品かは全くわからない。洗剤メーカー〇〇のお客室相談室に相談したところ「対応はできない」と言われた。警察に相談し、隣人に伝えたが解決はできなかった。どうすればよいか。同様の相談はないか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは医療機関ではないので、体調不良の原因について判断はできかねます。隣家などで使用される洗剤や殺虫剤などに含まれる化学物質で体調不良になったとの相談は当センターにも寄せられています。体調不良と製品または含まれる化学物質との因果関係について明確にされることが必要ですので、医療機関へ相談をされることをお伝えしています。

- ◆ <衣料用洗剤と他の洗剤が混ざった場合の安全性> 1カ月前、自宅に知り合いが来訪した際に、無断で衣料用洗剤の容器に他の洗剤を入れたことを疑っている。衣料用洗剤を現在も使用



しているが、洗濯の時に臭いなどの異変は感じない。他の洗剤が混ざると危険な場合もあるので心配になった。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒洗剤や洗剤の組み合わせによっては有毒なガスなどが発生する場合がありますが、洗濯をされ、何も異変がなく、体調にも影響がないようですので過度に心配する必要はないでしょう。

- ◆ 〈物質の危険性について〉 1年以上前から家の中に何か有害な物質が撒かれていると思っており、身の危険を感じている。警察にも相談はしている。有害な物質は特定できないが、不安である。どの程度の危険があるのか、わかるものか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒お話の有害な物質が不明であるため、当センターとしては回答できかねます。警察に相談されているとのことですので、ご不安を感じている内容を具体的に警察へご報告されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈塩ビ樹脂の安全性〉 キッチンのシンクの上に敷いていた塩ビ樹脂製のマットの上に熱いホーロー製のコーヒーポットを置いたところ、焦げて臭いがした。現在、身体に異常はない。マスクはしていたが、吸い込んだ場合に発がん性など将来に影響がでることはないか。〈消費者〉

⇒塩ビ樹脂は、床材、壁紙などの建材の他、食品容器、医療機器など幅広く使用されている素材です。塩ビ樹脂などが不完全燃焼した際にはさまざまな化学物質が含まれ、有害な成分が発生することがあります。しかしながら、お伺いした状況では、短時間で微量を吸い込んだだけですので、有害物の身体への蓄積や発がんのリスクに対する影響を過度に心配される必要はないでしょう。体調に何らかの異常を感じた時は、医療機関へ相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈水切り用マイクロファイバークロスが焦げて金網に付着したが使えるか〉 水切り用マイクロファイバークロスの上に熱い食品用の金網を誤って載せたところ、焦げて金網に付着した。金網は空焼きをしたが黒く変色した部分がある。マイクロファイバークロスの材質はポリエステルとナイロンと表示されている。この金網は使えるのか。メーカーに確認してもわからないと言われ、行政に電話しても大丈夫かはわからないと言われている。化学製品 PL 相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒食品用としての金網の使用については、現在何が残っているのか判断はできないので、当センターとしては使用のおすすめできません。

- ◆ 〈塩化ビニル素材の安全性〉 トイレのリフォームをする予定で、床材などに塩化ビニル素材が使われる。以前聞いた話で発がん性があるとのことで、メーカーに確認したところ大丈夫といわれたが、本当か。心配なので確認したく、消費生活センターに相談したところ、化学製品 PL 相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒塩化ビニル素材は極めて安全性の高いもので、建築材料、食品容器、医療機器、玩具などにも広く使われています。これら塩ビ製品は、それぞれの用途ごとに法律による規格基準の他に業界が定めた自主規格により、安全性が確保されています。

([https://www.vec.gr.jp/enzen/anzen1\\_2.html](https://www.vec.gr.jp/enzen/anzen1_2.html))

- ◆ <首周りに付けるリング状保冷剤について> 首周りに付けるリング状保冷剤を戸棚に保管していたところ、中味が漏れ出ていることに気付いた。戸棚には白い粉状のものが残り、手で触り廃棄をした。中味が何か確認するため、メーカーに電話したが連絡がつかない。心配で消費生活センターに相談したところPCMという成分が入っているがわからないので、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒首周りに付けるリング状保冷剤に使われているPCMは、相転移物質 (Phase Change Material) のことです。PCMは、ノルマルアルカン類などのろうそくなどにも使われているパラフィンが、主な成分となります。製品については、ノルマルアルカン類を複数組み合わせ、その他にも乳化剤、増粘剤などを配合することで製品化されています。既に廃棄をされていますが、中味が目や口に入らないように注意することが必要です。手は水で洗い流し様子を確認され、何か異常があれば医療機関に相談されてはいかがでしょうか。



## 「契約」について考えてみませんか

消費者庁にて消費者生活意識調査（令和5年度第4回：調査対象者5,000名）が実施され、2024年2月にその結果が公開されました。商品やサービスを購入する際の「契約」についての消費者の意識や実態が報告されています。現在は、店舗以外にも、さまざまな方法で購入することが可能です。消費者と事業者の「契約」について、改めて考えてみませんか。

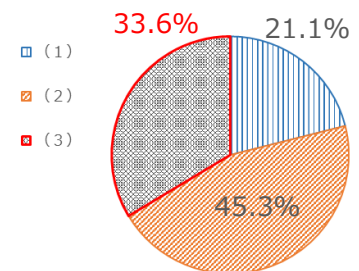


### ○契約が成立するのはいつ？

3つの項目から単一回答を選ぶ質問です。

- (1) 商品を受け取ったとき
- (2) 代金を払ったとき
- (3) 自分と相手が口頭で合意をしたとき

正解は(3)になります。消費者と事業者とが、お互いに契約内容（商品の内容・価格・引渡時期等）について合意をすれば契約が成立します。つまり、口約束でも契約は成立しますので正解は33.6%となり1/3しかありませんでした。

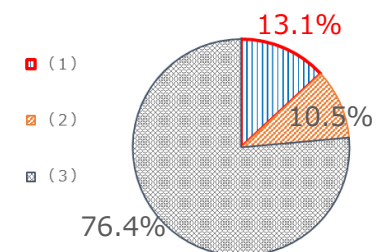


### ○店で商品を買った後で使う前に不要に。解約はできる？

同じく3つの項目から単一回答を選ぶ質問です。

- (1) 解約できない
- (2) 商品を開封していなければいつでも解約できる
- (3) レシートがあり1週間以内の購入なら解約できる

正解は(1)になり、13.1%しか正解になりませんでした。一度成立した契約は、欠陥商品だったなどの理由がなければ、解約することはできません。店によっては返品や交換に応じてくれることがありますが、これは、店の顧客サービスの一環で、返品に応じなくても違法ではありません。

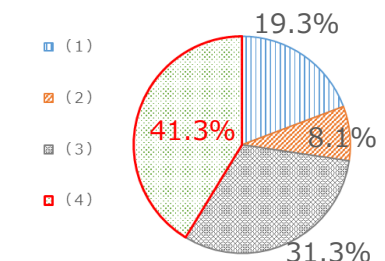


### ○17歳の高校生が保護者に内緒で10万円の化粧品セットを契約しました。この契約取り消せる？

4つの項目から単一回答を選ぶ質問です。

- (1) 取り消すことはできない
- (2) 高校生本人が取消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる
- (3) 保護者が取消しを求めたときのみ、未成年者取消しができる
- (4) 高校生本人または保護者が取消しを求めたときのいずれも、未成年者取消しができる

正解は(4)になり、41.3%でした。未成年者の契約についての取消しは、未成年者自身でも、法定代理人（親等の保護者）でも可能です。一方、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたので、未成年者の契約について年齢には注意が必要です。



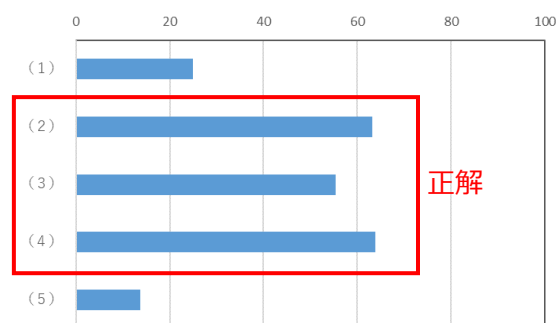
### ○クーリング・オフができる？

クーリング・オフとは、特定の取引について、契約の申込み又は締結の後に、一定の期間内に、



無条件で解約できる制度です。以下の契約内容でクーリング・オフができるものを選ぶ質問です。

- (1) ネットショップで買ったTシャツが届いたが、似合わなかったので解約したいとき
- (2) 街中で呼び止められ、展示場に行ったら勧誘され、断れなくて 10 万円の絵画を契約してしまったが、不要なので解約したいとき
- (3) カフェで先輩や知人から「すぐ利益がでる」、「人を紹介することでバックマージンが入る」などと誘われセミナーやスクール等の入会契約をしたが、金銭的な負担がかかるとわかり解約したいとき
- (4) 見知らぬ事業者が自宅に訪れ「浴室塗装の点検をさせていただきます。キャンペーンにつき無料でいきます」と言われ契約したが、解約したいとき
- (5) どの場合もクーリング・オフはできない

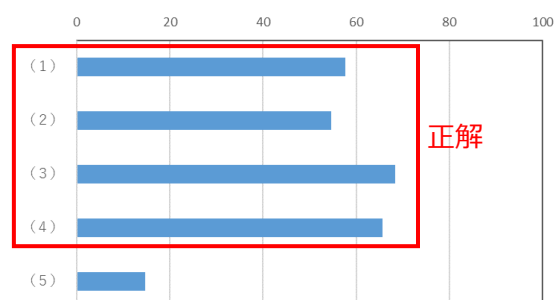


正解は (2) が 63.2%、(3) が 55.4%、(4) が 63.8%とこれらの 3 つ場合について、クーリング・オフの対象となります。オンラインでの購入や通信販売には、クーリング・オフ制度がありません。(1) を解約できると回答した 25.0%の方については、改めて注意喚起が必要です。

#### ○消費者契約法に基づき消費者が取り消すことができる契約は？

消費者契約法は、消費者が事業者の不当な勧誘により結んだ契約の取消しを、事業者に対して主張できるルールを定めた法律です。以下の契約内容から取り消せる契約を選ぶ質問です。

- (1) 就活中の学生の不安を知りつつ「このままでは一生成功しない、この就活セミナーが必要」と勧誘されてした契約
- (2) SNS で知り合っただけで何度か連絡して好きになり、宝石展示場に誘われて行ったところ、「宝石を買ってくれないと関係を続けられない」と言われてした契約
- (3) 加齢により判断力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ、「投資用マンションを買わなければ、定期収入がないため今のような生活を送ることは困難である」と勧誘されてした契約
- (4) 「私は霊が見える。あなたには悪霊がついておりそのままでは病状が悪化する。この数珠を買わなければ除霊ができない」と告げられてした契約
- (5) どの場合もクーリング・オフはできない



不当な勧誘により締結させられた契約である (1) ~ (4) のいずれも、消費者は事業者に対して契約を取り消すことができます。契約に不安を感じた際は、「消費者ホットライン」188 などへ相談することもできます。

#### 【参考にした情報】

- 1) 「令和 5 年度消費生活意識調査(第 4 回)」の結果について；消費者庁  
<https://www.caa.go.jp/notice/entry/036152/>



## うるしと漆器

漆工芸は日本を代表する伝統工芸技術の一つです。経済産業省が指定した伝統的工芸品は、2023 年 10 月 26 日時点で 241 品目が指定されています。<sup>1)</sup> その中で漆器は 23 品目ありますが、石川県からは 3 種類の漆器が指定されており、県としては最多となっています。塗りの技術で知られる「輪島塗」、華やかな蒔絵が施された「金沢漆器」、そして、木地の美しさの「山中漆器」です。2024 年 1 月 1 日に発災した能登半島地震では、「輪島塗」の産地である輪島市も大きな被害を受けました。今月は、うるしと漆器についてまとめました。



### ○漆製品の歴史

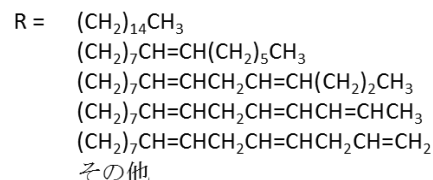
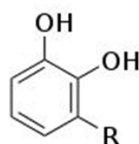
漆製品の歴史は古く、北海道函館市の垣ノ島遺跡から縄文時代早期（紀元前 7,000 年頃）の世界最古となる糸に漆を浸み込ませた装飾品が出土しています。<sup>2)</sup> 飛鳥時代（6 世紀頃）には、法隆寺の玉虫厨子が漆工芸品として作成され、続く奈良時代（7 世紀頃）には、正倉院に漆製宝物が保存されています。平安時代（8 世紀頃）になると、日本独自の蒔絵（まきえ：漆器の表面に金粉・銀粉などで絵模様を付ける技法）や螺鈿（らでん：貝殻の内側の真珠色の部分を薄く剥いで漆器の表面にはめ込む技法）といった装飾手法が確立しました。

漆器は英語で“japan”とも呼ばれますが、その起源は、安土桃山時代（16 世紀）になります。大航海時代に世界中に進出したポルトガル人と日本との交易が始まり、この時、目をつけた交易品の一つが漆器です。交易品としての漆器は、蒔絵や螺鈿などで隙間無く装飾を施したもので、『南蛮漆器』と呼ばれています。江戸時代（17 世紀）になると鎖国政策により交易は長崎に限られ、交易国もオランダと中国に限定されます。この時代も漆器は重要な交易品の一つでしたが、南蛮漆器の様式は衰退し、黒漆地の上に楼閣山水画を描いた黒漆の余白を生かしたものに变化して、『紅毛漆器』と呼ばれています。また、藩の財政を潤すための産業としても漆工芸は発達し、日本 3 大漆器と言われる「輪島塗」「会津塗」「津軽塗」などが各地に生まれました。

明治時代（19 世紀）になると、欧米で開催される万国博覧会に、政府は漆工芸品を積極的に多数出品し、日本の特産品として絹などともに輸出をしました。

### ○漆の化学<sup>3)</sup>

植物のウルシはアジア圏のみで生息する樹木です。漆はウルシの幹の樹皮に傷をつけ、そこからにじみ出てくる樹液（漆液）を採取し、精製したものです。主成分はウルシオールで構造が微妙に異なる複数の化学物質の混合物です。ウルシの生息地によってもその組成が異なります。



#### ウルシオールの分子構造

漆は、独特の質感をもつ膜をつくります。一般的な塗料などのように水分や溶剤が蒸発して乾くのではなく、漆の塗膜はこのウルシオールが硬化したものです。漆液の中に含まれているラッカー

ゼという酵素が、ウルシオールと酸素との酸化重合反応を促す働きをします。反応が最もよく進む環境は温度 20～25℃前後、湿度 80%前後であるため、一般的な乾燥と違い、湿気がある方が固化しやすくなります。漆職人は、漆を固める際に、「漆風呂」と言われる湿度を高くする工夫を行ないますが、漆が固まるメカニズムが解明される前に、経験的に最適な条件を探り当てていたこととなります。高温多湿な気候条件とウルシの生息域が漆工芸には必要で、アジア各地に産地があります。

## ○漆の色は？

漆の色というと黒や朱を思い浮かべる方も多いのではないのでしょうか。ウルシから採取した漆液は、生漆(きうるし)と言いますが、生漆の塗膜は透明な茶褐色です。これが漆本来の色となります。生漆を精製し、混錬する過程で刀などを削った鉄粉を微量加えると、鉄が漆の成分と反応して黒く発色した黒漆となります。また、精製した生漆にさまざまな顔料を混ぜたものを色漆と言い、顔料に弁柄(酸化鉄)や辰砂(硫化水銀)を用いると朱漆となります。その他にも、添加する顔料により黄、緑、白などの色にすることができます。

漆器は、光沢のある黒い器に蒔絵や螺鈿などの装飾技法の組み合わせていることも大きな魅力の一つです。漆黒(しっこく)ともいわれる漆の黒色ですが、艶やかで深みのある、見ていると惹きこまれそうな黒色です。大航海時代のヨーロッパにはこのような黒色の塗料はなく、大変貴重なものだったようです。



100年後の17世紀頃に欧州にて、黒漆を真似た黒色の塗装が開発され、“japanning:ジャパニング”と呼ばれたことから、黒漆が憧れを持って受け入れられていたことが伺えます。

この黒漆について科学的な知見が新たに得られました。黒漆にするには、鉄粉を0.3%以下の微量を加えますが、この微量の鉄がウルシオールの塗膜の構造を大きく変えていたとの報告です。放射線や中性子線など量子ビームを使った最新の解析技術により、黒漆の塗膜構造は、ウルシオールが鉄イオン原子を介した化学結合をすることにより、深みのある漆黒が得られていたとの報告です。

<sup>4)</sup> 古くから使用されてきた工芸品である漆器ですが、まだまだ未解明なことがあります。

伝統的工芸としての価値は認められていても、高価で扱いが難しいというイメージを持たれている漆器。汚れがこびりつかないうちにやさしく洗ってやわらかい布で拭くなど、いくつかの注意さえ守りながら使い込んでいくと、独特の美しさがあり、愛着が湧いてくるものです。一度、漆器に触れ、実際に使ってみるのも良いのではないのでしょうか。

## 【参考にした情報】

1) 伝統的工芸品：経済産業省

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/mono/nichiyo-densan/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/index.html)

2) 【世界遺産】縄文文化と「北海道・北東北の縄文遺跡群」 史跡垣ノ島遺跡：函館市

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022012400119/>

3) 「漆の伝統美を化学する」、宮腰哲雄、化学と教育、61巻3号(2013年)

4) 量子ビームで「漆黒の闇」に潜む謎を解明：日本原子力研究開発機構

[https://www.jaea.go.jp/study\\_results/representative/c1-30.html](https://www.jaea.go.jp/study_results/representative/c1-30.html)

## 化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
- ・お申し込みはE-mail ([PL@jcia-net.or.jp](mailto:PL@jcia-net.or.jp)) で。  
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
- ④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

## 出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話をさせていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：菅沢(スガサワ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

### 化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <https://www2.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。